

建設業許可業者の皆様へ

毎事業年度(決算期)が終了したときの変更届について

建設業の許可をお持ちの方は、毎事業年度(決算期)が終了したときの変更届を事業年度経過後4か月以内に管轄の県土整備事務所に提出してください。

○平成25年度から決算後の変更届の提出の際に、決算年度の許可業種に実績がない場合は、その理由書(任意様式)を添付することになりました。

○平成26年度から許可の更新等の手続きにおいては、前回更新以降(5年分)の決算後の変更届が提出されていることを確認のうえで、許可通知書を交付します。

工事経歴書、施工金額を記載した書面等の記載内容は、建設業者の営業の実績を最もよく表すものです。県においては毎年、その実績を把握するとともに公衆の利便に供するために、これらの書類を提出していただくこととしています。

(建設業法第11条第2項)

許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時における第6条第1項第1号及び第2号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、毎事業年度経過後4月以内に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

(建設業法第29条第1項)

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号の一に該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

(一から二の二省略)

三 許可を受けてから一年以上営業を開始せず、又は引き続いて一年以上営業を休止した場合

(建設業法第50条)

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

① (略)

② 第11条第1項から第4項まで(第17条において準用する場合を含む。)の規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者

○変更届出書(個人用と法人用があります)

法人の場合	個人の場合
<ul style="list-style-type: none">・工事経歴書(様式2号)・直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式3号)	<ul style="list-style-type: none">・工事経歴書(様式2号)・直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式3号)
<ul style="list-style-type: none">・貸借対照表(様式15号)・損益計算表(様式16号)・完成工事原価報告書・株主資本等変動計算書(様式第17号)・注記表(様式第17号の2)・附属明細書(様式17号の3)※・事業報告書(株式会社のみ)・納税証明書(法人事業税) 他	<ul style="list-style-type: none">・貸借対照表(様式18号)・損益計算表(様式19号)・納税証明書(個人事業税) 他

※ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第22条第1項に規定する者を除く株式会社(資本の額が1億円超又は最終の貸借対照表負債の部分に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社)が対象です。

ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細書の提出に代えることができます。